

# 移住プロモーション動画等制作業務 仕様書

本仕様書は、山形市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する移住プロモーション動画等制作業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名称

移住プロモーション動画等制作業務

## 2 業務目的

本業務は、移住者の目線で山形市での暮らしを具体的にイメージできる動画等を制作することで、移住相談者の移住に対する不安等を払拭し、山形市への移住を促進することを目的とする。

## 3 履行期間及び履行場所

契約締結の日から令和6年2月29日までとし、履行場所は山形市域とする。

## 4 業務内容

以下に基づき、移住プロモーション動画等の制作に係る作業の一切を行うこと。なお、上記の目的に達するために必要と認められる場合は、予算の範囲内で仕様の変更を可能とする。この場合、公募型プロポーザルにおける企画提案において、その内容及び理由を提案すること。

### (1) 移住プロモーション動画等の制作

#### ① 動画の主な用途

ア 甲が実施するオーダーメイド型移住体験ツアーや首都圏等での移住促進フェア等、移住相談者への案内時に活用

イ 甲が運営するWEBサイト及びSNS（Facebook、Instagram、Twitter、YouTube等）など、甲が認める各種媒体への掲載

## ② 動画の内容、構成、規格等

ア 別紙「移住プロモーション動画 テーマ一覧」の内容に沿って動画を制作し、テーマごとに3分程度にまとめること。なお、取材先の選定や取材時期など、制作における重要事項は甲と協議のうえ、決定すること。

イ 動画の主な用途を踏まえた構成とし、山形市への移住者を出演させること。ただし、出演する移住者は甲と協議のうえ、決定すること。また、山形市の暮らしや子育て環境等がしっかりと伝わるものとする。

ウ 他動画等の全部または一部を模倣したものではない（第三者の知的財産権を侵害していない）、オリジナルな作品であること。

エ 動画はフルHDで制作すること。アスペクト比（縦横比）は16：9、画素数は1920×1080ピクセルとする。

オ 動画を活用する場所は、音を出すことができる環境と出せない環境が混在することから、文字情報も効果的に活用する等して、様々な再生環境にも適した内容とすること。ただし、演出の都合により、音を出すことができる環境では文字情報が無いほうが効果的であると考えられる場合にはその限りではない。その場合は納品の際にナレーション字幕があるものと無いものの2タイプを納めること。

## ③ スライド資料の作成

完成した動画の内容を基に、キャプチャ画像などを用いてスライド資料を制作すること。制作内容は甲と協議のうえ、決定すること。

## (2) 納品

甲の承認を得た完成動画等については、以下の方法で納品すること。

- ① 動画はDVDディスク2枚、Blu-rayディスク2枚、データ（MP4形式）のそれぞれで納品するものとする。
- ② DVDディスク・Blu-rayディスクは一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。
- ③ 4業務内容(1) - ② - オのとおり、必要に応じテーマごとにナレーション字幕があるものと無いものを用意のうえ納品すること。
- ④ スライド資料はPowerPointのデータとする。
- ⑤ データ（MP4形式）及びスライド資料はデータ形式にしたDVDで納品すること。

と。但し、データファイル便等、オンラインを活用した納品も可能とする。

## 5 業務を遂行するうえで遵守すべき要件

- (1) 業務の実施にあたり、業務統括責任者を置くこと。
- (2) 契約締結後、業務の実施計画及び工程表を提出すること。
- (3) 業務の進捗状況について、随時甲に報告すること。
- (4) 成果品の品質について、納品前に甲の承認を得ること。
- (5) 業務完了後は速やかに業務完了届を提出すること。

## 6 契約条件等

- (1) 動画の撮影や編集、撮影場所の調整、出演者・ナレーターの手配等、本業務を実施するうえで必要となる全ての経費は乙が負担すること。
- (2) 動画の制作にあたって使用する映像や画像素材等については、新たに撮影や作成することを基本とするが、季節や天候等の都合により撮影が困難な場合や適当な映像が撮影できない場合には、乙が所有している映像や借用映像を使用することも可能とする。但し、映像や画像・音楽等に係る著作権や肖像権等の様々な権利については、乙においてその使用承認等に係る一切の手続を行うこと。また、それに係る費用は乙が負担すること。

## 7 成果品

- (1) 4業務内容(2)納品で示した動画等一式
- (2) 報告書（業務実施内容をA4版縦で簡潔にまとめたもの）

## 8 著作権の帰属等

- (1) 乙は、本業務の成果品に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、そ

の使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

- (3) 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

## 9 留意事項

- (1) 乙は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、甲が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うこと。
- (3) 本業務の成果品の所有権、使用权は全て甲に帰属するものとする。乙は、本業務の成果品を甲の了承を得ずに、甲への納品用途以外に利用してはならない。
- (4) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為は行わないこと。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、乙の責任において迅速かつ誠実な対応を行い解決するものとし、乙が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に甲へ報告し対応を協議すること。
- (6) 本業務完了後においても、乙の故意または過失による不良箇所が発見された場合は、速やかに修正・対応する等、甲の指示に従うこととし、これに要する費用は全て乙の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- (8) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

【別紙】移住プロモーション動画 テーマ一覧

| No | テーマ          | 内容   | 撮影素材の例   |
|----|--------------|--|--|
| 1  | 雪の懸念払拭       | 東北地方で生活した経験のない方は「雪のある生活」をイメージしにくく、不安を感じている。山形市を大変な豪雪地域と思っている方も少なくない。よって、市街地の降雪の少なさ、除雪・雪かきや消雪道路などリアルな実態を映像にして伝える。                   | 山形市内の降雪状況、各家庭の除雪の様子、除雪車の稼働、消雪道路の状況   |
| 2  | 子育て環境        | 山形市の自然豊かな環境での子育てを望んで移住を検討される方が多いことから、山形市内にある遊戯施設や公園などの紹介、並びに本市の子育てに関する情報等をまとめた動画を制作し、山形市内での子育てをイメージしていただく。                         | シェルターインクルーシブプレイスコバル、ベニコひろば、西公園、西蔵王公園、馬見ヶ崎川   |
| 3  | I C Tを活用した教育 | 主な移住促進のターゲット層は子育て世帯としており、教育環境の充実度は大きなアピールポイントになることから、山形市が推進している電子黒板の導入状況や学習支援ソフト導入実証事業等について、実際の授業の様子等を取材し、リアルな教育現場を映像にして伝える。       | 市内小学校等の教育現場  |
| 4  | 都市と自然が調和した環境 | 山形市の特徴である、都市部と自然の距離が近く生活の利便性と自然美が両立していることは、移住者にとっては大きな魅力である。しかし、自然豊かなイメージは浸透しているが、都市部の状況については口頭で案内しても都市像をイメージしにくいいため、映像で分かりやすく伝える。 | 山形駅周辺、中心市街地のカフェやレストラン等のサードプレイス、生活利便性の高い嶋北や若宮近辺の大型店等集約地域、中心市街地等の古い建築物と新しい建築物の融合した街並み等 |